



2013.7

消費者相談室ニュース

整体・カイロプラクティックなど 手技による医療類似行為にご注意！

健康保持や疾病の予防・治療の目的で、マッサージ、指圧、整体、カイロプラクティックなど、施術者の手技による医業類似行為が広く利用されています。

手技による医業類似行為のうち、あん摩・マッサージ指圧や柔道整復については法的な資格制度がありますが、整体やカイロプラクティック等と呼ばれるその他の手技による医業類似行為については法的資格制度がないため、施術者の技術水準や施術方法等がばらばらであると指摘されています。危害が発生した場合、因果関係を明らかにすることが困難なことから、解決が難しいケースが多くなっています。また、施術所の広告、表示には、法律上問題があると思われる広告や、消費者に誤認や過度な期待を与えるおそれがある広告がみられます。

医療類似行為の施術を受ける際には、以下のことに注意しましょう。

- 事前に情報収集を行い、自身の症状や希望に合った施術を選択してください。
- 疾病を持つ場合は、事前に医師の診断やアドバイスを受けてください。
- 身体症状が悪化したり、重篤な身体症状が発生した場合は速やかに医療機関を受診すること。
- 施術に伴う医療器具や不要な健康食品の販売などにご注意ください。



消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。

主婦連合会 消費者相談室



月・水・金 10:00～16:00
千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F
TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864
URL <http://shufuren.net/wordpress/cc/>